

○国土交通省令第 号

道路法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十号）の一部の施行に伴い、並びに道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十七条の三第四項及び第七十二条の二第一項の規定に基づき、道路法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十六年 月 日

国土交通大臣 太田 昭宏

道路法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令（道路法施行規則の一部改正）

第一条 道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号ロ及び第四条の二第四項中「第四十七条の六」を「第四十七条の七」に改める。

第四条の十の二中「第四十七条の五第一項」を「第四十七条の六第一項」に改める。

第四条の十一中「第四十七条の七第二項」を「第四十七条の八第二項」に改める。

第四条の十二中「第四十七条の十第三項」を「第四十七条の十一第三項」に改める。

別記様式第七裏面中「第四十七条の三第二項」を「第四十七条の四第二項」に、「第四十七条の三第一項」を「第四十七条の四第一項」に、「第四十七条の十」を「第四十七条の十一」に、「か

ら第七十三条まで」を「、第七十二条、第七十三条」に改める。

(車両の通行の許可の手續等を定める省令の一部改正)

第二条 車両の通行の許可の手續等を定める省令(昭和三十六年建設省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の三条を加える。

(車両の幅等の基準)

第七条 法第四十七条の三第四項に規定する国土交通省令で定める車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径に関する基準は、次のとおりとする。

- 一 幅 二・五メートル以下
- 二 重量 次に掲げる値以下

イ 総重量 次の表の上欄に掲げる車両の種類の種類に及び、それぞれ同表の下欄に掲げる値

車両の種類	総重量の基準
一 海上コンテナ(輸出入貨物を積載するコンテナで国内で積替えを行わず輸出入時と同じ状態で積載されるものをいう。以下同じ。)	四十四トン

<p>の運送（以下「国際海上コンテナ運送」という。）の用に供する海上コンテナ用セミトレーラ連結車</p>	<p>二 単車（自動車と被けん引車との結合体ではない車両をいう。以下同じ。）及び連結車（前項に掲げるものを除く。）で総重量が二十トンを超え、かつ、幅、軸重、隣り合う車軸に係る軸重の合計、輪荷重、高さ、長さ又は最小回転半径が令第三条第一項に規定する最高限度をこえないもの</p>
<p>令第三条第二項に規定するバン型のセミトレーラ連結車、タンク型のセミトレーラ連結車、幌^{ほろ}枠型のセミトレーラ連結車及びコンテナ又は自動車の運搬用のセミトレーラ連結車並びにフルトレーラ連結車で自動車及び被けん引車がバン型の車両、タンク型の車両、幌^{ほろ}枠型の車両又はコンテナ若しくは自動車の運搬用の車両にあつては二十六トン、その他の車両にあつては二十五トン</p>	<p>三 前二項に掲げるもの以外の車両 単車にあつては三十九トン、セミトレーラ連結車、フルトレーラ連結車及びダブルス（自動車と二の被けん引車との結合体であつて、二台目の被けん</p>

ん引車及びその積載物の重量が自動車又は一台目の被けん引車によつて支えられないものをいう。
以下同じ。)にあつては四十四トン

- ロ 軸重 国際海上コンテナ運送の用に供する海上コンテナ用セミトレーラ連結車（自動車の車軸の数が二のものであつて、道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十五条の規定により軸重の基準の緩和の適用を受けたものに限る。二において同じ。）にあつては十一・五トン、その他の車両にあつては十トン
- ハ 隣り合う車軸に係る軸重の合計 隣り合う車軸に係る軸距が一・八メートル未満である場合にあつては十八トン（隣り合う車軸に係る軸距が一・三メートル以上であり、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重がいずれも九・五トン以下である場合にあつては、十九トン）、一・八メートル以上である場合にあつては二十トン
- ニ 輪荷重 国際海上コンテナ運送の用に供する海上コンテナ用セミトレーラ連結車にあつては五・七五トン、その他の車両にあつては五トン
- 三 高さ 四・一メートル以下
- 四 長さ 次に掲げる値以下
- イ 単車にあつては十二メートル

- ロ セミトレーラ連結車にあつては十七メートル
- ハ フルトレーラ連結車にあつては十九メートル
- ニ ダブルスにあつては二十一メートル

五 最小回転半径 車両の最外側のわだちについて十二メートル以下

(道路の構造に関する情報)

第八条 法第四十七条の三第四項に規定する国土交通省令で定める道路の構造に関する情報は、幅員、平面線形、上空にある橋梁その他の障害物、交差点の形状、橋梁の強度、通行の規制等に関する情報とする。

(立入検査の証明書)

第九条 法第七十二条の二第二項の証明書は、別記様式第三によるものとする。
別記様式第二の次に次の様式を加える。

様式第三

(表)

<p>第 _____ 号</p> <p>官職 _____</p> <p>氏名 _____</p> <p>道路法</p> <p>第72条の2第2項の立入検査員証</p> <p>道路管理者 印</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 発 行 年 月 日 限 有 効</p>	↑	六・五センチメートル
<p>九センチメートル</p>		

(裏)

道路法（抜粋）

（報告及び立入検査）

第七十二条の二 道路管理者は、第四十七条第二項及び第三項並びに第七十一条第一項（第四十七条第二項若しくは第三項又は第四十七条の二第一項の規定に係る場合に限る。）の規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、限度超過車両を所有し、若しくは通行させる者に対し、道路管理上必要な報告をさせ、又はその職員に、限度超過車両の所在する場所若しくは限度超過車両を所有し、若しくは通行させる者の事務所その他の事業場に立ち入り、限度超過車両の通行経路、通行時間その他の通行の方法の記録その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四百四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

二 第七十二条の二第一項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、若しくは妨げた者

(高速自動車国道法施行規則の一部改正)

第三条 高速自動車国道法施行規則(昭和四十六年建設省令第十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十七条の五」を「第四十七条の六」に改める。

附 則

この省令は、道路法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(平成二十六年五月三十日)から施行する。